

大学基準協会

# 大学基準協会の新評価システム

## 第一期の振り返りと第二期目の課題

工藤 潤 財団法人大学基準協会 大学評価・研究部長

### はじめに

大学基準協会(以下、本協会という。)は、認証評価制度が開始された2004年に大学機関別の認証評価機関として認証されて以来、7年間で324大学の評価を行った。その間、本協会は、短期大学及び専門職大学院(法科、経営系、公共政策系)の認証評価も実施してきた。また、今年度は新たに公衆衛生系専門職大学院の認証評価も実施している。

本稿では、本協会のこうしたいくつかの評価事業のうち、2011年度から新たな評価システムをスタートさせた大学機関別認証評価の概要と今後の課題等について述べることにする。

### 第一期の振り返りと課題

7年間の認証評価を通じて、次のような課題が見えてきた。

一つ目は、大学が実施する自己点検・評価が十分機能していないこと、換言すれば、自己点検・評価結果が改善・改革に資するものとして位置付けられていない点である。自己点検・評価に関して、この7年間の評価結果で約70大学が改善を指摘されていることから明らかである。二つ目は、大学教育の実質化に向けた取り組みが必要であるという点である。学生に対してどのような学習成果を修得させるのか、そのためにカリキュラムをどのように編成しどのような教育方法を行うのか、学習成果の測定方

1	理念・目的 (2-3)
2	教育研究組織 (2-2)
3	教育内容・方法 (①教育課程, ②教育方法, ③国内外との教育研究交流, ④学位授与・課程修了の認定) (36-81)
4	学生の受け入れ (20-29)
5	学生生活 (6-17)
6	研究環境 (7-19)
7	社会貢献 (3-13)
8	教員組織 (11-27)
9	事務組織 (6-12)
10	施設・設備 (8-16)
11	図書・電子媒体等 (2-5)
12	管理運営 (7-15)
13	財務 (6-8)
14	点検・評価 (4-8)
15	情報公開・説明責任 (3-4)

法の開発・運用・結果活用をどうするのか、大学教育の実質化のためのFDをどのように構築していくのか等々が体系的に検討されているとは必ずしも言えない状況にあった。

他方、本協会側の評価システムも改良の余地があった。評価項目があまりに詳細に設定されすぎた感があり、評価項目間での系統性があまり確保されていなかったこと、また、詳細かつ多岐にわたったことが、大学の「評価疲れ」を惹起させることになったことも否定できない。

こうした課題をどう解決していくのかについて、本協会は認証評価事業の実施と並行して、第二期目からの認証評価に向けて新システムの開始を進めてきた。そして、2011年度から、新大学評価システムを開始した。

### 第二期目からの新大学評価システム

本協会の新大学評価システムは、次のような特徴を

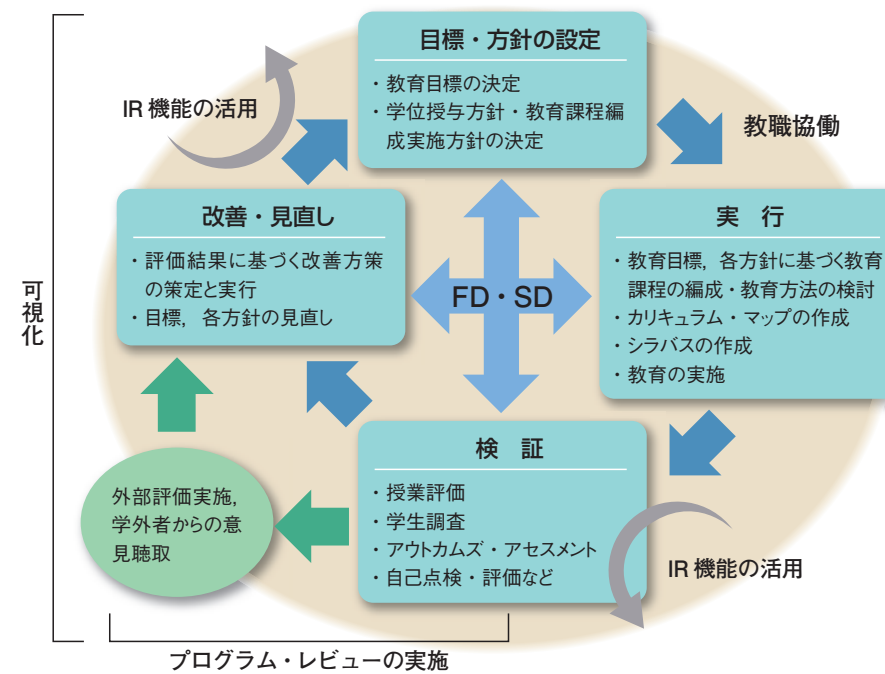
図1 評価基準、評価項目の整理

( )内の数字は、(評価項目-評価の視点)を表す

1	理念・目的 (3-5)
2	教育研究組織 (2-3)
3	教員・教員組織 (4-10)
4	教育内容・方法・成果(①教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針, ②教育課程・教育内容, ③教育方法, ④成果) (12-30)
5	学生の受け入れ (4-7)
6	学生支援 (4-9)
7	教育研究等環境 (5-12)
8	社会連携・社会貢献(2-5)
9	管理運営・財務(①管理運営, ②財務) (6-18)
10	内部質保証 (3-9)

(評価項目-評価の視点) : (123-259) → (45-108) に縮減

図2 内部質保証システムの概念図



もっている。

1点目が、評価基準と評価項目の改定である。評価基準である大学基準を改定し、15基準から10基準に整理・統合するとともに、評価項目も見直した。特に、評価項目については123項目から45項目へ大幅縮減を図った(図1参照)。また、評価基準や評価項目において、「理念・目的」及び「教育研究組織」を除く基準・項目において、方針を明確にすることを求めた。すなわち、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針、教員組織の編制方針等であるが、それぞれの基準において方針を明確化することを通じて、大学としての基本的な考え方、進むべき方向を求めたのである。

2点目が、評価は基盤評価(従来の水準評価)と達成度評価の両面から実施するもの、新システムではより達成度評価に力点を置いていくという点である。基盤評価は、コンプライアンス(法令遵守)の確認であり、他方、達成度評価は、大学が掲げる目的・目標の達成度の評価である。今年度からは、大学の質の向上に資するよう、より達成度評価に力点を入れ、大学の個性を尊重し、長所の伸張に繋がる評価を目指している。

3点目が、大学の内部質保証システムの構築とその有効性を検証していくことである。内部質保証システムと

は、大学の質を保証し向上させるために構築した恒常的の大学運営システムのことであるが、具体的には、PDCAサイクルを適切に機能させ、大学に負託されている権限の行使が適切に行われ、高等教育機関として適切な水準が維持され、さらに、理念・目的の実現に向けた継続的な努力がなされていることを、大学自らの責任でステークホルダーに対して説明・証明する仕組みのことである。内部質保証システムと言いつつ、そこにはステークホルダーへの説明・証明という

質保証の性格と、PDCAサイクルを機能させるという質向上の性格の両方を併存させることが求められる。

4点目は、実地調査を1日延長して2日間にしたという点である。これまでの実地調査は、評価結果を作成するために必要な情報等を収集するという側面が強調されていたが、今年度から大学の質の向上に貢献する観点から、大学と評価者の対話を重視し、ディスカッションの時間帯を多く組み入れた。

### おわりに——今後の課題

本協会は、新大学評価システム上、大学の内部質保証システムの重視の方向を打ち出した。内部質保証システムとは、上記に説明したとおりであるが、大学にはその趣旨等が十分浸透しているとは言い難い。昨今、内部質保証を重要視する方向は、世界的に見てもトレンドのようである。先般のアジア・太平洋質保証ネットワーク(APQN)の会議でも、「内部質保証」をキーワードに活発な議論が展開されている。

本協会としても、国内外の事例を収集してそれを大学と共有するとともに、内部質保証システム構築のためのマニュアルを作成し大学に提供していくことも必要と考えている。